

治療と仕事の両立でお悩みの方へ

治療と仕事の両立を

サポートします

三重県地域両立支援推進チーム

従業員が病気になるってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすればいいのだろうか？

治療を受けながら、仕事も続けたい。どこに相談すればいいのだろうか？

このパンフレットでは治療と仕事の両立に関する相談先を掲載していますので、ご活用ください。

ご不明の場合は、三重労働局 健康安全課までお問合せください。ご相談内容に沿った相談先を紹介します。

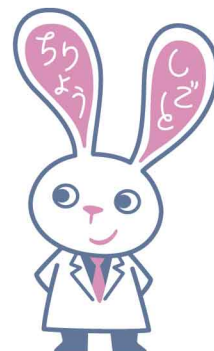


三重県地域両立支援推進チームには、治療と仕事の両立をサポートする県内の行政機関、労使団体、病院等が参集しています。

なお、相談の内容、個人の情報等につきましては、各相談機関の内部のみで適正に処理し、外部に出ることはありません。

1

治療と仕事の 両立支援の相談窓口(全般)



事業者向

労働者・患者向

無 料

三重労働局 健康安全課

三重県地域両立支援推進チームの総合窓口として他の相談先のご案内のほか、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」など参考となる情報を提供します。

相談
窓口

月～金曜日（祝日等を除く） 8:30～17:15 TEL 059-226-2107
〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎4階

事業者向

労働者・患者向

無 料

三重産業保健総合支援センター

■ 事業者向

両立支援制度の導入や社員に対する意識啓発のための教育などの訪問支援や両立支援制度全般について事業者からの相談に応じます。

また、労働者（患者）の同意のもと、両立支援プラン・職場復帰プランの作成についても事業者を支援します。治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース制度活用コース）についての相談に応じます。

■ 労働者・患者向

がん等の疾病により治療を続けながら仕事を続けたいと希望している方のお悩みや不安に対する相談に応じます。また、申出により、両立支援に向けて、専門の両立支援促進員が事業者との間の調整支援を行います。

※ 三重大学附属病院内にて出張窓口を設け、相談に応じています。（開設日時は後記Ⅳ参照）

相談
窓口

月～金曜日（祝日等を除く） 8:30～17:15 TEL 059-213-0711
〒514-0003 津市桜橋2丁目191番の4 三重県医師会館5階

労働者・患者向 無 料

日本労働組合総連合会三重県連合会

治療と仕事の両立支援の他、労働全般のご相談に応じます。

相談
窓口

月～金曜日（祝日等を除く） 10:00～17:00
フリーダイヤル 0120-154-052

事業者向 労働者・患者向 無 料

三重県社会保険労務士会

治療に関する社会保険制度などの治療と仕事の両立支援の他、労働全般のご相談に応じます。

相談
窓口

毎週水曜日（祝日および一部の日を除く） 13:00～16:00
Tel 059-228-6064

2

職場での トラブルの相談窓口



労働者・患者向 無 料

三重労働局 雇用環境・均等室

病気を理由に解雇された、治療と仕事の両立で会社とトラブルになった等職場でのトラブルについてのご相談に応じています。

相談
窓口

月～金曜日（祝日等を除く） 8:30～17:15 Tel 059-226-2110
〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎

3

がんの治療と仕事の 両立支援の相談窓口(全般)

事業者向

労働者・患者向

無 料

三重県がん相談支援センター

事業者向

従業員の「がん」に関する相談全般について専門の相談員がご相談をお受けします。
また、社会保険労務士による就労相談を受け付けています。

労働者・患者向

がん患者・家族の方からの両立支援の他、がんに関する相談全般について専門の相談員がご相談をお受けします。
また、社会保険労務士による就労相談を受け付けています。

相談 窓口

開 設 日 月～金曜日（祝日等を除く）、
毎月第1日曜日（翌日の月曜日はお休み）※年末年始は除く
受付時間 9:00～16:00
TEL 059-223-1616（がん相談専用電話）<http://www.gansupport-mie.jp/>
〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所棟1階
【社会保険労務士による就労相談】 要予約 毎月第3火曜日午後

求職者・患者向

無 料

三重労働局 ハローワーク津・ハローワーク松阪

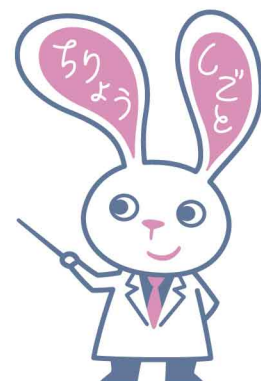
就職支援ナビゲーターが長期にわたるがん等の治療が必要な求職者を対象に能力や適正、病状、治療状況などを考慮して、仕事探しをサポートします。

相談 窓口

月～金曜日（祝日等を除く）8:30～17:15
ハローワーク津 長期療養者相談窓口 TEL 059-228-9161
〒514-8521 津市島崎町327-1
ハローワーク松阪 長期療養者相談窓口 TEL 0598-51-0860
〒515-8509 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階

4

療養生活についての 相談窓口



労働者・患者向

無 料

三重大学医学部附属病院 がん相談支援センター

治療と仕事に関することも含めソーシャルワーカーと看護師が療養生活についての相談に応じます。また、傷病手当金・障害年金に関することや病気や治療に関し職場に伝える時期などについて社会保険労務士による個別相談会のほか、ハローワーク津による仕事探しや三重産業保健総合支援センターによる両立支援についての出張相談会も開催しています。

相談
窓口

月～金曜日（祝日等を除く） 8:30～17:00 Tel 059-231-5434（直通）
〒514-8507 津市江戸橋2丁目174 がん相談支援センター

【社会保険労務士による相談】 要予約 毎月第3月曜日 13:00～16:00

【出張相談日】 要予約

・ハローワーク津 毎月第2木曜日①・第3月曜日②・第4木曜日①
①13:00～15:00 ②13:00～16:00

・三重産業保健総合支援センター 毎月第4木曜日 13:00～15:00

労働者・患者向

無 料

三重県医療ソーシャルワーカー協会

保健医療機関等において、病気とともにあって起こってくる生活上の問題や社会復帰が円滑にできるように心理的・社会的問題の解決に向けて支援します。

相談
窓口

医療ソーシャルワーカーが所属する病院等は
協会のホームページに掲載されています。 <http://mie-msw.com/belong>
（事務局）小山田記念温泉病院 〒512-1111 四日市市山田町5538-1
Tel 059-328-1260

5

その他の相談先



労働者・患者向 30分無料（電話による相談1回のみ）

日本キャリア開発協会

～病気になっても自分らしく充実した職業人生を送りたいと思っているあなたへ～
私たちキャリアカウンセラーは、一人ひとりに合った働き方について相談にのり、納得のいく選択と行動を共に考えていく専門職です。このパンフレットを見ている皆さんは、病気や治療の影響により、今後の働き方について心配や迷いをお持ちなのではないかと思います。そうした悩みを気軽に相談できる『30分無料電話相談』をご用意しました。ぜひ下記ホームページからお申し込みいただき、ご活用ください。

- ・これからの仕事、どうしよう・・・
- ・以前と同じように働くことができるのか・・・

このようなことを思われたら、キャリアカウンセリングを受けるタイミングと言えるでしょう。スキルと経験を持つキャリアカウンセラーがサポートさせていただきます。

相談
窓口

要予約 月～金曜日（祝日等を除く） 10:00～19:00

以下、ホームページからお申し込みください。

<https://www.j-cda.jp/hatarakikata/>

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-14-5 KDX浜町中ノ橋ビル

労働者・患者向

有 料

日本産業カウンセラー協会中部支部 三重事務所

事業場での人間関係でお悩みの方、メンタルに不安をお感じの方のご相談を産業カウンセラーがお受けします。

相談
窓口

月～金曜日（祝日等を除く） 9:00～17:00 Tel 059-213-6960

〒514-0009 津市羽所町513 サンヒルズ2階

事業者向

労働者・患者向

無 料

三重県 長寿介護課

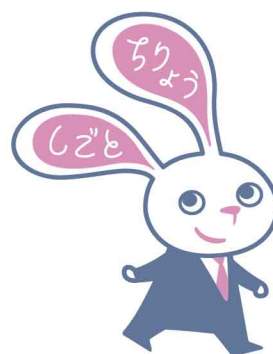
若年性認知症支援コーディネーターが就労に対する支援、家族介護者への働き方支援、様々な制度の利用や自立支援に関する生活指導など若年性認知症に関する相談支援を行います。

相談
窓口

月～金曜日（祝日等を除く） 10:00～17:00 TEL 090-5459-0960
〒513-0818 鈴鹿市安塚町638-16 (有)イトーファーマシー（受託者）

6

参 考



厚生労働省のホームページ

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」、「治療と仕事の両立支援助成金」などのパンフレットを掲載しています。

治療と仕事の両立支援 厚生労働省

検 索



治療と仕事の両立支援ポータルサイト

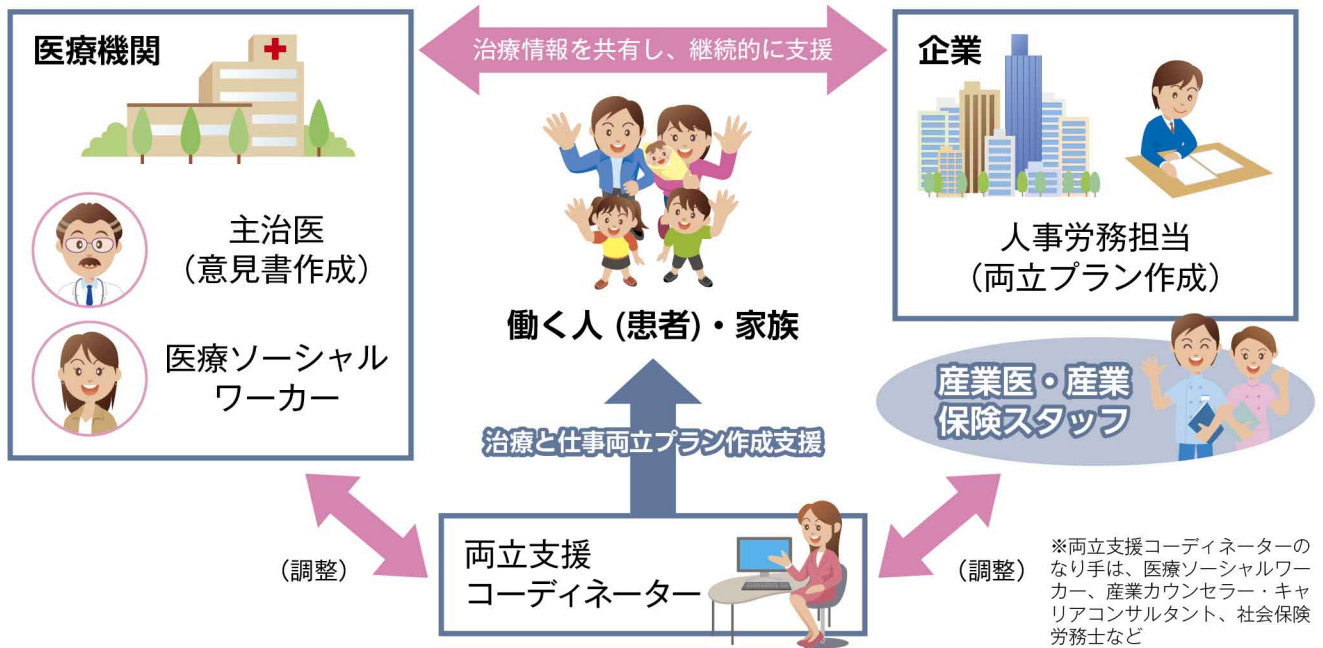
全国の相談窓口の案内のほか、治療と仕事の両立支援の進め方、事業場における取組事例などの情報を掲載しています。

治療 両立ナビ

検 索



治療と仕事の両立支援



両立支援の意義

1. 労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まります。

2. 事業者にとっての意義

疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となると共に、従業員のモチベーション向上から、労働生産性の維持・向上にもつながります。

3. 主治医を含めた医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となります。

4. 社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待されます。

三重県地域両立支援推進チーム

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| ■ 三重県経営者協会 | ■ 日本労働組合総連合会三重県連合会 |
| ■ 三重県医師会 | ■ 三重産業医会 |
| ■ 三重大学医学部附属病院 | ■ 日本医療社会福祉協会 |
| ■ 日本産業カウンセラー協会 | ■ 日本キャリア開発協会 |
| ■ 三重県社会保険労務士会 | ■ 三重産業保健総合支援センター |
| ■ 三重県（医療政策課、長寿介護課） | |
| ■ 三重労働局（労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室） | |